

独立行政法人の業務管理及び内部管理について

令和 4 年 4 月 8 日

独立行政法人評価制度委員会決定

令和 5 年 4 月 13 日一部改定

令和 6 年 11 月 21 日一部改定

「独立行政法人評価制度の運用に関する基本的考え方」（令和 4 年 4 月 8 日独立行政法人評価制度委員会決定）に基づく「基本的な文書」として、独立行政法人（以下「法人」という。）の業務管理及び内部管理の共通的な方向性について、下記のとおり取りまとめる。

記

法人は、国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われる運営費交付金等の交付を受けるなど、国の政策を実現するための実施機関であり、中（長）期目標期間において成果を最大化し、その成果を我が国のために役立てることが期待されている。

独立行政法人評価制度委員会（以下「委員会」という。）は、法人が社会課題の解決に向けて能力を最大限発揮することを後押しする観点から、法人が、新たな価値創造のプラットフォームとしての役割を果たすことや、自らリスクを取って変革し、変化を先導することを通じて、我が国の国民生活及び社会経済により一層貢献できるようになることを特に重視してきた。

委員会は、法人が国民生活及び社会経済に貢献するという強い意欲と問題意識を持って、その業務に取り組むようにするためには、法人の将来像及び目指すべき具体的な成果に係る認識を主務大臣と法人が共有することが極めて重要であると考えことから、主務大臣には、目標策定・評価等の機会を捉えて、法人の将来像等について法人との間で改めて認識を共有するため、法人の長及び役員（法人のガバナンスにおいて重要な責務を負う監事を含む。）等と十分な意思疎通を図ることを期待する。また、法人の長及び役員等の交代に際しては、これらに加えて、目標策定に向けて行われた議論の内容や目標の趣旨等について新たな法人の長及び役員等に説明を行うなど十分な意思疎通を図ることを期待する。

さらに、委員会は、主務大臣に対し、特に以下の点に留意して、目標策定及び変更並びに評価を実施することを期待する。また、これらの点は、第一義的には目標策定等の主体である主務大臣に対して期待するものであるが、法人におい

ても、その趣旨に留意して、計画策定及び変更並びに自己評価の実施や、平素からの業務運営の見直し・改善を行うことを期待する。

1. 業務の効率化や新たな価値実現につながるデジタル対応

- ① 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を含めた様々な環境変化を契機として、法人のサービスの受け手となる国民に新たな価値をもたらすとともに、法人の役職員が効率的・効果的に働けるようにするため、業務手法等を不断に見直すよう促すこと。
- ② 見直しに当たっては、デジタル技術の利活用を、それぞれの法人の現状と目指すべき姿を整理したうえで積極的に検討するよう促すこと。その際、単に業務手法にデジタル技術を導入するだけにとどまることなく、デジタル技術の利活用や、保有するデータの連携・活用により、事業の改善や新たな価値実現を果たすデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進するとともに、デジタル技術を活用する人間の立場に立ったデジタル化を促すこと。

2. 法人の業務運営を支える人材の確保・育成及びその取組を通じた社会への貢献

- ① 年齢・性別等の多様性が新たな価値創造につながることに留意し、多様な人材が能力を発揮できる環境を整えつつ、法人が使命を果たしていく上で必要な人材の専門性を一層高度化させるための人材の確保・育成を促すこと。また、法人の使命の徹底や適正な人事評価、国民一般や地域を含む幅広い主体との交流といった役職員のモチベーション向上に資する取組を促すこと。
- ② 広く知見を活用するため、法人内部に人材を確保するだけでなく、関係機関との連携や外部委託を通じて、外部の知見の有効活用を促すこと。また、法人内部に人材を確保する際にも、クロスアポイントメント制度や兼業等の多様な働き方の活用を促すこと。
- ③ 外部人材との連携や多様な働き方の活用等の取組は、法人自身の業務遂行に必要な人材の確保・育成のみならず、法人の業務に関連する社会全体の人材育成にも資するものであることに留意して、これらを推進すること。

3. 強みを活かして弱みを補い合う関係機関との有機的な連携

- ① 法人が持つ知的財産やノウハウの価値を的確に認識し、これらを我が国の成長やプレゼンス向上、国際市場の獲得等につなげるような取組を推

進すること。一方で、技術流出や情報漏洩等の問題が発生しないよう、適切な研究環境の整備を行うなど、法人における的確な知財管理、情報管理及び人材管理を推進すること。

- ② 関係機関と連携を行うに当たっては、法人がこれまで連携してきた機関の範囲にとらわれることなく、主務省が異なる他の法人や民間部門を含めた新しい分野の機関との連携を推進すること。その際、施設の共用・事務の共同処理といった効率化のための連携はもちろん、組織同士でデータを共有して異なった観点からの分析を行うなど、新たな価値実現に資する連携がなされるようにすること。

関係機関との連携を通じて法人の取組を迅速に社会に還元するため、法人が有するノウハウや研究シーズを国民や関係機関に対して積極的にわかりやすく情報発信することを推進するとともに、そのために必要な情報発信機能を計画的に強化するよう促すこと。なお、より幅広い層からの理解を得られるよう、法人の取組について、関係機関だけでなく国民にとってわかりやすい情報発信となるよう促すこと。

4. 限られた資源を最大限活用するための資源配分の重点化（メリハリ付け）

- ① 政策課題等の複雑困難化や人的資源の制約が顕在化する中、法人が、国の政策における重点分野や法人に強みのある分野にその資源を重点配分するよう、環境変化を踏まえて、法人の業務の重み付けを適切に行うとともに、上述 1. のとおりDXの推進等による業務の効率化を促した上で、必要なリソースの確保を通じて、法人が質の高いサービスを継続的に提供できるようにすること。
- ② 業務の実施に当たっては、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて積極的に取り組むこと。
- ③ 法人が、失敗する可能性も織り込みつつ、できる部分から挑戦を重ね、試行錯誤の中で改善を進めるなど、リスクを取った取組を進めることが期待される業務については、目標において業務の困難度を適切に示し、評価において法人の積極姿勢が評価されるようにすること。また、そういった業務については、ガバナンスを的確に機能させるため、業務の特質に応じた体制を確保するとともに、取組状況を適切に分析・評価し、必要に応じて取組の方向性等を見直すよう促すこと。

以上